

平成25年度 公共工事 設計労務単価について

いとう

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室 課長補佐

誠記 伊藤

1. 平成25年度 公共工事設計労務 単価について

公共工事設計労務単価は,国土交通省が発注す る公共工事の積算に用いるための単価であり,公 共工事に従事する労働者の賃金水準を適切に予定 価格に反映するため、毎年実施している公共事業 労務費調査に基づいて決定している。

建設業界では,建設投資の減少に伴うダンピン グ受注の激化と,下請けへのしわ寄せによって, 建設技能労働者の賃金水準が長期的に低下を続け ており, また, 法令上の義務があるにもかかわら ず,社会保険等に加入していないなど,最低限の 福利厚生すら確保されていない企業が多数存在し ている。

これらが原因となって,最近,特に若年入職者 の減少が続いており,その結果として,労働需給 のひっ迫傾向が全国的に顕在化しており,入札不 調も各地で増加傾向にある。これらの状況に鑑 み,平成25年度 公共工事設計労務単価の設定に 当たり、以下の対応を実施している。

- ① 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価 格を適切に反映
- ② 社会保険への加入徹底の観点から,必要な法 定福利費相当額を反映
- ③ 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動

的に単価を引き上げるよう措置(被災三県の一 部職種について,単価を5%引き上げ)

これらの措置により,平成25年度の公共工事設 計労務単価は,前年度単価と比較し,全国で+ 15.1%, 東日本大震災の被災地(岩手県・宮城 県・福島県)では+21.0%の上昇となった。

2. 建設労働者の雇用に伴い必要な 経費の表示(試行)について

(1) 公共工事設計労務単価の構成範囲

公共工事設計労務単価は,国土交通省等が発注 する公共工事の積算に用いるための単価であり, その範囲は図 1のとおりであり,次の①~③に 示すものは含まれていない。

- ① 時間外,休日および深夜の労働についての割 増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件または作業内容を超 えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費(法定福利費の事業主負担額,研 修訓練等に要する費用等)および一般管理費等 の諸経費

しかし実際には,公共工事設計労務単価が,③ などの労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費 を含んだ金額と誤解され,必要経費分の値引きを 強いられる結果,技能労働者に支払われる賃金が 低く抑えられているとの指摘があることから、前 回単価設定時に引き続き,建設労働者の雇用に伴って必要となる,法定福利費の事業主負担額,労務管理費,安全管理費,宿舎費等の経費(以下「必要経費」という)が公共工事設計労務単価に含まれていないことを明確化するための取り組みを試行することとした。

(2) 必要経費を含む金額の並列表示による公表 (試行)

国土交通省が行う間接工事費等諸経費動向調査 の結果をもとに,必要経費の割合を抽出し,これ を公共工事設計労務単価に乗じて加算した金額 を,必要経費を含む金額(試算値)として設定 し,公共工事設計労務単価とともに公表した(図 2)。

なお,ここでの必要経費は,公共工事の予定価格の積算において,共通仮設費や現場管理費の一部として計上されており,この金額を予定価格の積算に使用したり,積算体系を変更するものではない。

また,この金額は参考値であり,工種や工事規模等の条件により変動するため,個々の工事現場等において実際に必要となる経費とは異なる場合があるとともに,現在の被災県で見られるような,遠隔地からの労働者の流入を想定したものではないことに注意が必要である。

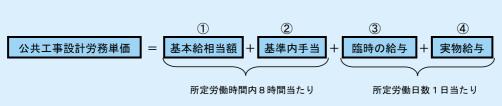
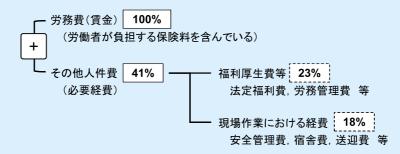


図 1 公共工事設計労務単価の構成

必要経費の内訳



(注) 労務費(賃金)および法定福利費は,実際の施工に当たる建設労働者を雇用する建設企業が負担する費用である。

算出手法:国土交通省が行う間接工事費等諸経費動向調査より,共通仮設費 や現場管理費に含まれている建設労働者の法定福利費,労務管理 費,安全管理費や宿舎費等を合計(一般社員にかかる経費など直 接的に関係しない会社経費は含まれていない)

図 2 必要経費の内訳と算出方法

平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価①

- 1 公共工事設計労務単価は,公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり,下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は,所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外,休日及び深夜の労働についての割増賃金,各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば,交通誘導員の単価については,警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等は,積算上,現場管理費等に含まれている。

							望位:円)				
地方連絡 協議会名	都道府県名	特 殊 作業員	普 通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とびエ	石工	ブロック エ	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	15 <i>4</i> 00	12 ,700	10 ,600	15 ,700	17 ,300	15 ,700	24 ,900	21 ,800	16 ,600	16 ,000
東 北	02 青森県	18 200	13 ,400	10 ,100	15 ,700	18 ,000	16 ,500		18 <i>4</i> 00	15 ,300	17 <i>4</i> 00
	03 岩手県	(18 200)	(15 ,100)	(11,000)	16 <i>4</i> 00	(19 ,800)	(16 ,600)		20 ,100	16 ,100	(18 ,300)
	04 宮城県	(19 500)	(15 ,100)	(11,900)	17 <i>4</i> 00	(20 ,600)	(18 ,900)		20 ,900	16 500	(22 400)
	05 秋田県	17 200	13 ,500	10 ,900	16 200	17 ,800	16 ,000		19 ,200	15 ,600	17 ,700
	06 山形県	17 200	13 ,500	11 ,400	16 ,500	17 ,100	16 ,200	20 ,300	19 ,700	16 500	18 ,100
	07 福島県	(19 400)	(15 ,000)	(12 ,900)	17 ,000	18 ,900	17 ,900	20 ,900	20 ,100	16 ,900	18 ,600
関 東	08 茨城県	18 ,100	16 ,100	11 ,300	18 200	19 ,400	20 ,600	22 ,900	21 ,300	18 500	20 ,300
	09 栃木県	18 ,000	15 ,800	11 ,400	18 ,000	20 ,500	19 200	22 ,900	21 ,300	18 200	20 ,000
	10 群馬県	18 ,000	16 ,100	12 ,300	17 ,800	21 ,400	18 ,300	22 ,300	21 ,000	17 ,100	19 <i>4</i> 00
	11 埼玉県	19 200	16 <i>4</i> 00	12 ,300	18 ,000	20 ,900	21 /400	22 ,700	21 200	19 500	21 ,700
	12 千葉県	19 200	16 <i>4</i> 00	12 ,200	18 ,700	20 ,800	22 200	23 ,100	21 500	20 ,600	22 ,500
	13 東京都	20 ,600	17 200	12 ,800	18 ,700	21 ,800	22 ,000	23 ,100	21 ,900	21 ,700	22 ,200
	14 神奈川県	20 ,900	17 ,700	12 ,500	18 ,300	20 ,800	22 ,000	22 ,900	21 ,600	19 ,900	21 ,000
	19 山梨県	19 200	17 <i>4</i> 00	12 ,000	18 200	21 200	19 500	22 ,900	21 ,600	20 200	20 ,300
	20 長野県	18 ,300	15 ,700	12 ,400	17 ,500	19 ,500	19 ,000	21 ,700	20 ,900	18 ,300	18 ,700
北陸	15 新潟県	16 ,500	13 ,600	12 ,100	16 ,100	17 ,700	16 ,300	19 ,000	19 ,800	16 ,400	17 ,100
	16 富山県	17 ,300	14 ,500	11 ,600	15 ,400	19 ,400	18 ,300	19 ,700	20 ,100	17 ,400	18 ,500
	17 石川県	18 ,100	14 <i>4</i> 00	11 ,500	16 <i>4</i> 00	19 ,300	18 ,300	19 ,300	20 ,100	17 ,500	18 ,100
中 部	21 岐阜県	17 ,900	15 ,900	11 ,900	17 ,400	18 ,900	18 800	24 400	22 ,900	17 ,900	18 ,300
	22 静岡県	17 ,900	15 ,900	10 ,900	17 ,5 00	18 500	18 ,600	23 500	24 ,000	18 ,900	18 ,800
	23 愛知県	18 ,800	16 ,100	12 ,300	17 ,600	18 ,900	19 ,700	24 800	24 ,000	18 500	18 <i>4</i> 00
	24 三重県	18 ,000	14 ,900	11 200	17 ,800	19 ,400	20 200	24 800	22 ,100	17 ,900	18 ,600
近 畿	18 福井県	17 ,900	14 ,800	11 ,100	17 500	18 300	18 ,000	23 ,300	20 ,700	17 <i>4</i> 00	17 <i>4</i> 00
~ -~	25 滋賀県	17 <i>A</i> 00	15 ,000	11 ,400	17 500	18 ,600	19 200		21 ,100	17 ,600	18 500
	26 京都府	17 ,800	15 ,000	11 200	18 200	19 ,600	18 ,900		20 ,800	18 200	18 ,000
	27 大阪府	17 ,900	14 ,700	11 500	18 ,100	20 ,400	20 ,100		20 ,600	19 200	18 ,700
	28 兵庫県	17 ,100	15 ,100	11 ,000	17 ,700	19 200	18 <i>4</i> 00	24 ,900	20 ,900	17 ,900	17 ,400
	29 奈良県	17 ,500	15 ,100	11 ,400	18 ,300	19 ,300	19 500		20 ,800	18 ,600	18 ,300
	30 和歌山県	17 ,700	15 ,600	11 ,300	17 ,900	19 500	19 ,500		20 ,800	18 200	18 ,300
中 国	31 鳥取県	15 ,300	12 ,000	10 ,900	16 ,000	16 ,600	16 800	23 ,100	18 ,700	15 ,900	16 ,700
	32 島根県	15 ,500	13 ,000	10 500	15 ,700	16 500	16 ,700	23 ,300	18 500	15 ,800	16 ,100
	33 岡山県	16 ,300	14 ,200	11 ,200	16 200	17 500	17 ,200	23 ,100	18 ,700	16 ,900	17 ,100
	34 広島県	16 ,600	14 ,700	11 ,000	15 ,700	17 ,600	17 ,200	23 ,300	18 500	16 ,000	17 ,000
	35 山口県	15 ,500	13 ,600	10 ,600	15 ,800	17 ,100	16 ,600	23 ,300	18 500	16 ,300	16 <i>4</i> 00
四 国	36 徳島県	15 ,800	14 ,000	11 200	15 500	20 400	16 ,700		23 ,800	17 ,000	15 ,900
	37 香川県	16 ,600	14 ,700	11 200	15 ,900	19 ,000	16 ,100		23 ,900	16 500	16 ,000
	38 愛媛県	15 ,600	13 200	10 ,800	15 ,700	18 ,700	16 ,000		23 ,800	16 ,500	15 ,200
	39 高知県	16 ,100	13 ,700	11 500	16 ,000	19 500	16 ,200		23 ,800	16 ,500	15 200
九州	40 福岡県	17 ,000	14 500	10 500	15 <i>4</i> 00	17 200	16 ,700	19 ,500	18 ,800	16 ,300	16 ,100
	41 佐賀県	14 ,900	12 ,800	10 ,100	15 ,300	16 ,900	15 ,500	19 ,700	19 ,100	16 ,400	15 ,700
	42 長崎県	15 ,000	12 ,400	9 ,900	15 ,300	16 ,600	15 ,400	19 ,700	19 ,100	15 ,500	15 200
	43 熊本県	15 ,900	13 ,300	10 ,800	15 ,600	17 ,700	16 ,100	19 ,700	18 ,600	15 ,400	16 ,100
	44 大分県	15 <i>A</i> 00	13 ,100	10 ,400	15 ,300	16 ,400	15 ,900	19 ,500	18 ,900	15 ,000	16 ,100
	45 宮崎県	17 200	12 ,600	10 400	15 ,300	16 ,600	16 ,100	19 ,700	19 ,100	14 ,700	15 ,300
	46 鹿児島県	18 ,900	13 ,900	11 ,100	15 ,300	19 ,000	16 <i>4</i> 00	19 ,700	19 ,100	15 ,000	16 ,100
沖 縄	47 沖縄県	17 ,000	13 ,700	10 <i>4</i> 00	15 ,600	16 ,700	18 ,600	21 ,100		13 500	16 ,900
		,		,	,	,	,	•		,	

⁽注) 岩手県,宮城県,福島県における単価括弧書きは,労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため,入札不調に対応 した単価を採用している。

平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価②

- 1 公共工事設計労務単価は,公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり,下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は,所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外,休日及び深夜の労働についての割増賃金,各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば,交通誘導員の単価については,警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等は,積算上,現場管理費等に含まれている。

	. 1												<u>-</u> Пи . ГЭ /
地方連絡協議会名		都	道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	首	01	北 海 道	16 <i>4</i> 00	16 ,000	17 ,600	15 ,300	12 ,800	24 ,900	29 ,500	18 ,600	22 ,100	18 <i>4</i> 00
東は	比	02	青森県	15 ,600	14 ,800	16 ,700	19 ,600	17 ,900	23 ,900	28 ,300	19 500	22 ,800	18 ,100
		03	岩手県	(16,400)	(16 ,100)	(17,500)			(25 ,100)	(29 ,700)	(20,500)	(25 ,000)	
		04	宮城県	(18,700)	(19,000)	(19,000)	(21,400)	(19,200)	(25,100)	(29,700)	(20,500)	(26,600)	(19,000)
		05	秋田県	15 ,800	15 ,700	16 ,900	18 800	18 ,300	23 ,900	28 ,300	19 ,500	22 ,900	18 ,100
		06	山形県	16 ,500	17 ,600	17 ,700	17 ,800	16 ,100	23 ,900	28 ,300	19 500	24 ,700	18 ,100
		07	福島県	16 ,600	17 ,900	17 ,900	(18 ,100)	(16 ,300)	23 ,900	28 ,300	19 ,500	23 ,100	18 ,100
関	東	08	茨城県	18 ,900	20 ,100	22 ,100	18 ,800	16 200	23 ,900	28 ,400	21 ,700	22 ,900	19 <i>4</i> 00
		09	栃木県	19 400	20 ,800	23 ,000	17 ,700	16 ,900	23 ,900	28 ,400	21 ,700	23 ,300	19 400
		10	群馬県	19 ,000	18 ,100	21 ,600	18 ,000	15 200	23 ,900	28 ,400	21 ,700	24 400	19 400
		11	埼玉県	20 200	21 400	22 800	20 ,700	17 ,900	23 ,900	28 400	21 ,700	22 ,900	19 400
		12	千葉県	20 ,100	21 ,600	22 ,900	19 ,900	17 ,800	23 ,900	28 ,400	21 ,700	22 ,700	19 400
		13	東京都	20 800	22 ,700	24 300	20 200	16 ,700	23 ,900	28 ,400	21 ,700	22 500	19 400
		14	神奈川県	20 800	22 ,700	25 ,000	21 200	18 ,000	23 ,900	28 ,400	21 ,700	22 500	19 400
		19	山梨県	20 ,900	21 ,400	23 800	19 ,700	17 ,000	23 ,900	28 ,400	21 ,700	23 ,900	19 ,400
		20	長野県	19 ,100	18 ,900	20 ,900	17 400	15 200	23 ,900	28 <i>A</i> 00	21 ,700	23 ,900	19 <i>4</i> 00
北路	坴	15	新潟県	16 ,000	16 500	17 400	16 400	14 400	23 ,800	28 200	20 400	23 ,100	17 ,600
40 P	*	16	富山県	17 ,900	17 800	18 300	16 ,900	14 ,700	23 ,800	28 200	20 400	23 ,100	17 ,600
		17	石川県	17 ,400	17 A00	18 ,000	10 ,500	15 ,100	23 ,800	28 200	20 400	21 800	17 ,600
											-		
中音	部	21	岐阜県	18 ,100	18 ,600	20 ,300	18 ,600	16 ,000	23 ,900	28 ,300	20 ,600	21 ,900	18 800
		22	静岡県	18 ,900	19 ,700	22 ,100	18 400	15 ,900	23 ,900	28 ,300	20,600	24 ,000	18 ,800
		23	愛知県	18 ,600	19 ,300	21 500	18 ,600	16 ,700	23 ,900	28 ,300	20,600	23 500	18 800
		24	三重県	19 200	18 ,800	21 ,200	17 ,500	16 ,000	23 ,900	28 ,300	20 ,600	21 ,500	18 ,800
近 🌡	幾	18	福井県	17 ,800	19 200	19 ,100	17 200	16 ,800	23 ,700	28 ,100	19 ,300	21 ,600	17 ,800
		25	滋賀県	17 ,800	18 800	19 ,600	17 ,600	15 ,600	23 ,700	28 ,100	19 ,300	23 400	17 ,800
		26	京都府	17 ,900	19 ,300	19 ,300	17 ,500	15 ,400	23 ,700	28 ,100	19 ,300	21 ,300	17 ,800
		27	大阪府	18 200	20 ,000	19 ,900	18 500	15 ,600	23 ,700	28 ,100	19 ,300	21 ,000	17 ,800
		28	兵庫県	17 ,100	18 ,300	19 ,600	17 ,300	15 ,600	23 ,700	28 ,100	19 ,300	20 ,300	17 ,800
		29	奈良県	18 200	19 500	20 ,100	17 ,500	15 ,300	23 ,700	28 ,100	19 ,300	20 ,900	17 ,800
	4	30	和歌山県	17 ,900	19 ,300	19 ,500	17 ,000	14 ,800	23 ,700	28 ,100	19 ,300	20 400	17 ,800
中国		31	鳥取県	15 ,900	16 ,600	17 ,500	14 ,300	12 ,300	23 ,800	28 200	19 500	23 ,300	17 ,900
		32	島根県	15 ,600	15 ,400	16 200	15 ,500	12 ,300	23 800	28 200	19 500	24 ,100	17 ,900
		33	岡山県	16 200	16 ,500	17 ,600	16 ,600	14 400	23 800	28 200	19 500	21 ,600	17 ,900
		34	広島県	16 ,100	15 ,600	16 200	17 ,000	14 400	23 ,800	28 200	19 500	23 400	17 ,900
	_	35	山口県	15 ,700	15 ,000	16 ,400	15 ,500	13 ,700	23 ,800	28 ,200	19 500	22 ,900	17 ,900
四国	国	36	徳島県	16 ,000	15 ,600	18 200	14 ,900	14 ,100	24 ,100	28 ,600	17 ,900	22 /400	18 ,200
		37	香川県	16 ,000	15 ,600	18 <i>4</i> 00	15 ,900	14 ,800	24 ,100	28 ,600	17 ,900	21 ,900	18 200
		38	愛 媛 県	16 ,000	15 ,600	18 <i>4</i> 00	16 ,100	14 400	24 ,100	28 ,600	17 ,900	21 ,900	18 ,200
		39	高知県	16 ,000	15 ,700	18 ,300	16 ,500	14 ,700	24 ,100	28 ,600	17 ,900	21 ,700	18 ,200
九 ,	\mathbb{N}	40	福岡県	14 ,600	16 ,100	16 ,700	16 ,400	13 ,700	23 ,900	28 ,300	21 ,700	21 ,000	17 ,200
		41	佐 賀 県	14 ,800	16 ,300	16 <i>4</i> 00	18 ,100	14 ,700	23 ,900	28 ,300	21 ,700	21 ,300	17 ,200
		42	長 崎 県	14 200	16 ,000	16 ,300	14 800	13 ,400	23 ,900	28 ,300	21 ,700	21 ,800	17 ,200
		43	熊本県	14 ,400	16 ,100	16 ,600	15 ,700	14 200	23 ,900	28 ,300	21 ,700	21 ,800	17 ,200
		44	大 分 県	14 ,700	16 ,000	16 ,600	17 ,400	15 ,900	23 ,900	28 ,300	21 ,700	21 <i>A</i> 00	17 ,200
		45	宮崎県	14 ,600	15 ,800	16 <i>4</i> 00	17 <i>4</i> 00	14 ,900	23 ,900	28 ,300	21 ,700	22 ,300	17 ,200
		46	鹿児島県	14 ,600	16 ,000	16 ,400	19 <i>4</i> 00	17 ,000	23 ,900	28 ,300	21 ,700	22 ,200	17 ,200
沖 約	黽	47	沖縄県	16 ,000	16 ,700	17 ,000	19 ,300	17 ,000	24 200	28 ,700	20 ,000	20 400	15 ,900

⁽注) 岩手県,宮城県,福島県における単価括弧書きは,労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため,入札不調に対応 した単価を採用している。

平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価③

- 1 公共工事設計労務単価は,公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり,下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は,所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外,休日及び深夜の労働についての割増賃金,各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば,交通誘導員の単価については,警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等は,積算上,現場管理費等に含まれている。

													<u>-™・□)</u>
地方法協議会		都	道府県名	トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海	道	01	北 海 道	24 ,800	20 800	21 ,000	25 ,500	17 ,500	21 ,800	17 ,300	27 ,600	18 ,100	17 200
東	北	02	青森県	25 ,300	20 ,700	22 200	25 ,000	20 ,900	21 ,800	17 ,800	32 ,300	19 800	20 200
		03	岩 手 県	(26 ,600)	(21 ,700)	(23,300)	(27,300)	20 ,900	21 ,800	17 ,800	(35,200)	(21 ,700)	(22 ,300)
		04	宮城県	(26 ,600)	(21 ,700)	(23,300)	(29 ,900)	21 ,200	21 ,800	17 ,800	(38 ,600)	(23,800)	(24 200)
		05	秋田県	25 ,300	20 ,700	22 200	25 ,500	21 ,800	21 ,800	17 ,800	32 ,900	20 200	20 500
		06	山形県	25 ,300	20 ,700	22 200	25 200	20 ,100	21 ,800	17 ,800	33 ,300	20 500	20 ,800
		07	福島県	25 ,300	20 ,700	22 200	25 ,400	18 ,900	21 ,800	17 ,800	33 ,600	20 ,700	21 200
関	東	80	茨 城 県	25 ,700	23 ,900	24 ,900	26 ,700	20 ,300	25 ,900	20 200	30 500	19 500	21 /400
		09	栃木県	25 ,700	23 ,900	24 ,900	26 ,700	20 200	25 ,900	20 200	30 ,400	19 ,800	21 ,400
		10	群馬県	25 ,700	23 ,900	24 ,900	26 ,800	20 ,300	25 ,900	20 200	31 ,800	19 <i>4</i> 00	20 ,900
		11	埼玉県	25 ,700	23 ,900	24 ,900	27 ,200	20 ,800	25 ,900	20 200	32 ,000	22 ,700	22 ,700
		12	千葉県	25 ,700	23 ,900	24 ,900	27 200	21 ,300	25 ,900	20 200	32 ,000	22 ,700	22 ,700
		13	東京都	25 ,700	23 ,900	24 ,900	27 ,600	21 ,900	25 ,900	20 200	33 ,000	22 ,700	22 ,500
		14	神奈川県	25 ,700	23 ,900	24 ,900	26 ,900	22 ,300	25 ,900	20 200	32 500	22 ,000	21 ,700
		19	山梨県	25 ,700	23 ,900	24 ,900	26 400	21 ,200	25 ,900	20 200	32 ,600	21 ,600	21 ,700
		20	長野県	25 ,700	23 ,900	24 ,900	25 ,800	20 ,400	25 ,900	20 200	30 ,800	20 ,300	21 ,300
北	陸	15	新潟県	24 ,600	20 500	24 ,700	23 ,300	18 ,000	21 ,600	17 ,900	29 500	17 ,900	19 ,300
		16	富山県	24 ,600	20 ,500	24 ,700	23 ,800	18 ,900	21 ,600	17 ,900	30 ,000	18 ,000	19 ,800
		17	石川県	24 ,600	20 ,500	24 ,700	24 ,100	20 ,400	21 ,600	17 ,900	28 ,900	18 <i>4</i> 00	18 ,500
中	部	21	岐 阜 県	24 ,600	22 ,100	24 ,000	24 ,700	20 ,600	23 ,600	18 ,900	27 ,900	18 ,300	17 ,900
		22	静岡県	24 ,600	22 ,100	24 ,000	25 200	20 ,900	23 ,600	18 ,900	32 ,100	19 ,900	20 ,600
		23	愛知県	24 ,600	22 ,100	24 ,000	24 ,600	20 ,600	23 ,600	18 ,900	30 ,100	19 400	18 ,300
		24	三重県	24 ,600	22 ,100	24 ,000	25 ,500	19 ,900	23 ,600	18 ,900	30 ,100	18 ,900	18 ,200
近	畿	18	福井県	23 ,800	22 ,800	23 ,900	26 ,500	19 500	22 ,700	17 ,700	26 400	19 ,100	19 ,000
		25	滋賀県	23 ,800	22 ,800	23 ,900	26 ,400	19 ,700	22 ,700	17 ,700	26 200	19 ,300	18 ,700
		26	京都府	23 ,800	22 ,800	23 ,900	26 ,400	19 800	22 ,700	17 ,700	26 200	19 ,300	18 ,800
		27	大阪府	23 ,800	22 ,800	23 ,900	26 ,900	20 ,800	22 ,700	17 ,700	26 ,700	19 ,800	19 200
		28 29	兵庫県奈良県	23 ,800 23 ,800	22 ,800 22 ,800	23 ,900 23 ,900	26 ,500 26 ,300	19 ,600 20 ,000	22 ,700 22 ,700	17 ,700 17 ,700	28 ,100 26 ,700	20 <i>4</i> 00 19 <i>5</i> 00	19 ,600 18 ,800
		30	和歌山県	23 ,800	22 ,800	23 ,900	26 ,300	19 ,600	22 ,700	17 ,700	26 ,600	19 300	18 ,700
-						-	-	-		-	-	-	
中	国	31 32	鳥取県島根県	24 ,100 24 ,100	20 ,500 20 ,500	20 ,900 20 ,900	23 <i>4</i> 00 23 <i>3</i> 00	17 ,900 17 ,300	22 500 22 500	17 ,100 17 ,100	28 ,900 29 ,100	22 ,600 24 ,000	20 ,900 21 ,200
		33	岡山県	24 ,100	20 500	20 ,900	23 ,300	18 ,600	22 500	17 ,100	28 ,800	22 ,600	21 ,000
		34	広島県	24 ,100	20 500	20 ,900	23 400	18 ,000	22 500	17 ,100	29 200	24 ,000	21,300
		35	山口県	24 ,100	20 500	20 ,900	23 200	18 500	22 500	17 ,100	29 200	24 ,000	21 ,300
四	国	36	徳島県	23 400	20 ,300	21 ,100	22 400	18 ,000	25 200	18 ,700	31 ,100	•	,
		37	香川県	23 ,400	20 ,300	21 ,100	22 ,600	17 ,700	25 200	18 ,700	31 ,500		
		38	愛媛県	23 ,400	20 ,300	21 ,100	22 ,100	18 ,700	25 ,200	18 ,700	31 ,500		
		39	高知県	23 ,400	20 ,300	21 ,100	22 ,400	17 ,800	25 ,200	18 ,700	31 ,200		
九	州	40	福岡県	23 ,900	19 <i>4</i> 00	21 ,000	23 ,900	18 ,300	22 ,000	17 <i>A</i> 00	27 ,600	17 ,300	17 <i>4</i> 00
, 0	711	41	佐賀県	23 ,900	19 400	21 ,000	24 ,100	17 <i>4</i> 00	22 ,000	17 ,400	27 ,600	17 ,300	17 ,400
		42	長崎県	23 ,900	19 ,400	21 ,000	24 ,000	17 ,100	22 ,000	17 ,400	27 ,400	17 200	17 ,300
		43	熊本県	23 ,900	19 ,400	21 ,000	23 ,000	17 ,700	22 ,000	17 ,400	27 ,600	17 ,300	17 <i>4</i> 00
		44	大分県	23 ,900	19 <i>4</i> 00	21 ,000	23 ,400	18 ,600	22 ,000	17 ,400	27 ,600	17 ,300	17 ,400
		45	宮崎県	23 ,900	19 <i>A</i> 00	21 ,000	23 ,900	19 ,000	22 ,000	17 ,400	27 ,600	17 ,300	17 <i>A</i> 00
		46	鹿児島県	23 ,900	19 <i>4</i> 00	21 ,000	24 ,100	20 ,600	22 ,000	17 ,400	27 ,700	17 ,300	17 <i>4</i> 00
沖	縄	47	沖縄県	23 ,000	22 ,200	17 ,900	27 ,400	20 ,400	20 ,200	17 ,300	33 ,100	20 ,100	22 ,000

⁽注) 岩手県,宮城県,福島県における単価括弧書きは,労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため,入札不調に対応 した単価を採用している。

平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価④

- 1 公共工事設計労務単価は,公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり,下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は,所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外,休日及び深夜の労働についての割増賃金,各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば,交通誘導員の単価については,警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等は,積算上,現場管理費等に含まれている。

(単位:円)

地方道協議会		都道	節原県名	山 林 砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイルエ
北海	道	01 2	北海道		19 ,800	15 <i>A</i> 00	16 500	16 ,500	16 200	16 ,700	17 ,300	16 ,600	17 ,600
東	北		青森県		21 ,700	20 ,100	17 ,600	17 ,800	15 ,300	15 ,700	15 ,600	16 ,400	16 ,000
			岩手県		-	-	(19,000)	-	16 <i>4</i> 00	(17 200)	(16,400)		
			宮城県				(21,000)		17 ,100	(18,800)	(18,300)	(18,900)	(15,200)
			秋田県		21 ,700	17 ,700	19 200	17 ,800	15 200	16 ,000	15 ,800	16 ,100	16 200
		06 L	山形県		19 ,500	18 ,100	16 ,900	17 ,600	16 ,500	16 ,000	17 ,700	16 ,900	16 ,500
		07 1	福島県	19 ,600	26 ,000	17 ,000	18 ,900	17 ,900	16 ,900	16 200	17 ,700	17 ,400	18 200
関	東		茨 城 県	23 500	36 ,500	20 ,000	20 800	21 <i>A</i> 00	18 ,100	19 ,100	21 ,600	21 ,600	21 ,600
			栃木県	23 500	36 ,700	19 500	20 ,800	21 <i>4</i> 00	18 ,100	20 ,100	22 ,000	21 ,700	21 ,600
			群馬県	23 ,100	34 ,200	19 500	20 ,300	18 ,800	16 ,900	19 ,000	20 ,500	19 ,900	21 ,600
			埼玉県	23 200	37 ,300	20 800	21 ,500	21 ,500	18 ,800	19 ,900	23 ,100	22 ,300	21 ,700
			千葉県	23 ,700	38 ,100	20 200	22 ,900	22 ,000	19 ,300	20 ,700	23 200	22 400	21 ,700
			東京都	24 ,100	36 ,400	20 200	22 ,800	22 ,300	19 500	21 200	24 ,000	22 400	21 ,700
			神奈川県	23 ,900	35 ,300	21 ,000	21 ,600	21 ,600	19 ,000	21 ,300	22 ,000	21 ,900	21 ,700
			山梨県	23 ,900	34 800	20 ,900	21 ,700	21 ,200	19 ,000	20 ,700	21 ,700	21 ,600	21 ,400
			長野県	23 ,100	30 ,300	17 ,900	19 ,800	18 ,000	17 ,300	18 ,700	20 ,000	19 ,900	21 ,500
北	陸		新潟県	21 ,000	21 ,400	16 200	16 ,500	16 ,200	16 200	15 200	16 ,500	16 ,400	20 ,700
			富山県	20 ,900	24 800	18 ,100	16 ,900	16 ,800	16 ,800	16 ,300	16 ,500	17 ,100	20 ,700
		17 7	石川県	21 ,600	25 ,100	17 ,600	16 ,900	16 <i>A</i> 00	16 ,500	16 500	17 ,100	17 200	21 ,700
中	部		岐阜県	23 ,600	28 ,700	19 500	19 ,700	17 ,700	18 ,000	18 500	18 ,100	18 ,000	19 ,800
			静岡県	23 ,600	31 ,000	18 ,600	21 ,400	18 ,900	18 ,100	19 200	20 ,000	18 ,300	20 ,100
			愛 知 県	25 200	29 ,300	19 ,900	20 ,700	18 <i>4</i> 00	18 ,600	18 ,900	19 ,600	18 <i>4</i> 00	18 ,800
		24	三重県	22 ,100	30 ,300	18 ,600	20 ,300	17 ,900	18 ,800	18 500	19 <i>4</i> 00	19 500	
近	畿		福井県	19 ,700	28 ,900	17 ,800	16 ,900	16 ,800	17 ,600	18 200	18 ,600	18 ,300	17 ,700
			滋賀県	19 500	28 ,500	17 ,700	18 ,100	17 ,700	17 ,800	18 ,600	19 ,000	18 ,300	17 ,600
			京都府	19 ,900	29 ,800	19 ,000	18 ,200	17 ,800	18 ,300	18 ,900	19 200	18 ,300	17 ,700
			大阪府	19 ,900	28 ,900	20 200	18 ,100	18 ,000	19 ,100	19 ,100	19 ,300	18 ,600	17 ,600
			兵庫県	19 ,900	28 ,900	18 ,800	17 ,700	17 ,900	17 ,100	18 ,700	18 ,600	17 ,700	17 ,800
			奈良県	19 ,900	29 ,900	20 ,000	18 200	18 ,300	19 ,100	18 800	19 200	18 400	17 ,700
ф.			和歌山県	19 ,900	30 ,100	20 200	18 ,100	18 ,000	18 ,000	18 ,800	19 ,000	18 ,300	17 ,600
中	国		鳥取県島根県		25 ,700 21 ,600	16 <i>4</i> 00 15 <i>9</i> 00	16 ,700 16 ,900	15 ,900 15 ,500	15 200 15 500	17 ,500 16 ,100	18 ,000 17 ,100	17 ,100 16 ,700	15 ,500 15 ,800
			岡山県		24 500	17 ,000	16 ,900	16 200	15 ,800	17 500	17 ,100	17 ,000	15 500
			広島県		21 ,600	16 ,600	16 ,700	15 ,900	15 800	16 ,100	17 500	16 ,600	15 ,800
					21,600	15 ,800	16 ,900	15 ,700	15 800	16 ,100	17 300	16 ,600	15 ,800
т	国		徳島県	18 ,700	25 200	16 ,300	17 ,000	16 ,900	15 400	16 ,000	16 ,700	10 000	13 600
四	三		徳 禹 宗 香 川 県	18 ,500	25 200	16 300	17 ,000	16 ,900	15 ,600	16 ,000	16 ,700		
			愛媛県	18 ,400	25 200	16 ,300	17 ,100	16 ,900	15 ,500	16 ,100	16 ,700		
			高知県	18 ,300	25 ,100	15 ,900	17 ,000	16 800	15 ,400	16 ,000	16 ,600		
+	ήkl			10 500		16 ,100		16 300				14 700	
九	州		福岡県佐賀県		19 ,200 19 ,100	17 ,300	17 ,100 17 ,100	16 ,300	15 ,100 14 ,800	14 ,800 14 ,800	15 ,900 16 ,100	14 ,700 14 ,700	
			医崎県		19 ,600	17,300	17 ,100	16 200	14,700	14 ,600	15 ,800	14 ,700	
			熊本県		19 ,600	15 ,900	17 ,000	15 ,900	14 ,700	14 ,600	15 ,900	14 ,600	
			大分県		19,500	15 <i>,</i> 900	16 ,100	16 ,100	14 900	14 ,700	16 ,000	14 ,700	
			宮崎県		19 ,400	16 ,300	16 ,900	16 ,000	14 ,700	14 ,700	15 ,800	14 ,700	
			鹿児島県		19 500	18 ,000	17 200	16 ,300	14 ,700	14 ,800	15 ,900	14 ,700	
——— 沖	組		沖縄県		,	18 ,100	17 ,700	17 200	14 ,300	16 ,400	20 ,100	16 ,900	
71	₩ E	T/ /	- NH R			10,100	17 ,700 公 宏書で	17 200	14 500	- 141 - 131	20,100		·=⊞ /= →+ r>·

(注) 岩手県,宮城県,福島県における単価括弧書きは,労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため,入札不調に対応 した単価を採用している。

平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価⑤

- 1 公共工事設計労務単価は,公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり,下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は,所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外,休日及び深夜の労働についての割増賃金,各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば,交通誘導員の単価については,警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額,研修訓練等に要する費用等は,積算上,現場管理費等に含まれている。

			I	ı	I			1 1		(+	-IM · D)
地方連絡協議会名	都道府県名	サッシエ	内装工	ガラスエ	建具工	ダクトエ	保温工	建築ブロ ックエ	設 備機械工	交通誘 導員A	交通誘 導員B
北海道	01 北海道	16 ,600	15 ,500	14 ,700	15 ,800	16 ,100	17 ,100		17 ,700	9 ,100	8 ,300
東北	02 青森県	17 <i>4</i> 00	15 ,600	15 ,600	14 ,600	14 ,700	16 ,100	15 ,600	15 ,900	8 500	000, 8
	03 岩手県	(18,900)	(17,000)	(16,400)	(15,200)	15 ,600	16 ,100	(17 ,000)	16 ,600	(9,600)	(8,900)
	04 宮城県	(20,600)	(18 ,700)	(16,400)	(16,800)	15 ,800	16 ,100	(18 ,700)	17 <i>4</i> 00	(10 ,600)	(9,700)
	05 秋田県	17 ,600	16 ,000	15 ,600	14 ,500	14 ,900	16 ,100	15 ,800	15 ,800	8 500	7 ,900
	06 山形県	17 ,800	17 ,100	15 ,600	14 ,900	16 ,500	16 ,100	16 ,000	15 ,900	9 ,600	8 ,900
	07 福島県	18 <i>4</i> 00	17 ,700	15 ,600	14 <i>4</i> 00	16 ,200	16 ,100	15 ,400	17 ,000	(10 ,300)	(9,600)
関東	08 茨城県	20 ,700	21 ,300	19 ,800	22 ,200	18 ,500	18 ,500	20 ,100	20 ,000	11 ,000	10 ,400
	09 栃木県	20 ,500	21 ,400	19 ,800	22 200	18 ,600	18 ,500	20 200	19 ,300	10 200	9 200
	10 群馬県	19 ,900	21 ,900	19 ,800	18 ,400	18 200	18 ,500	20 ,100	18 500	10 ,000	9 ,300
	11 埼玉県	20 ,500	21 ,500	19 ,800	22 ,200	18 <i>4</i> 00	18 ,500		19 ,700	10 ,600	9 ,800
	12 千葉県	20 ,600	21 ,300	19 ,800	22 ,200	18 ,500	18 ,500		20 ,000	10 ,800	9 ,800
	13 東京都	20 ,700	21 ,300	19 ,800	22 ,200	18 ,800	18 500		20 ,000	11 ,300	10 ,100
	14 神奈川県	20 ,300	21 ,600	19 ,800	20 ,600	18 ,200	18 500		20 200	11 200	10 ,000
	19 山梨県	20 ,300	21 ,600	19 ,800	20 ,600	18 ,100	18 500		20 ,000	10 500	9 ,300
	20 長野県	19 <i>4</i> 00	21 ,300	19 ,800	18 ,100	17 ,700	18 500	21 ,300	18 800	9 500	8 ,300
北陸	15 新潟県	17 ,300	17 ,200	16 ,300	13 ,600	16 ,600	17 ,000	14 500	16 ,900	9 500	8 ,700
	16 富山県	16 ,900	17 ,100	16 ,300	14 ,000	17 ,100	17 ,000		17 200	9 ,700	9 ,200
	17 石川県	17 ,000	16 ,500	16 ,300	14 ,000	17 ,200	17 ,000		17 ,600	10 ,100	9 ,100
中 部	21 岐阜県	18 ,700	18 500	18 ,100	16 ,400	17 ,200	18 200	22 ,700	19 200	10 ,000	9 ,300
	22 静岡県	18 ,500	21 ,300	18 ,100	17 ,700	17 ,500	18 200	22 ,700	20 ,300	10 ,400	9 200
	23 愛知県	18 ,700	19 <i>4</i> 00	18 ,100	17 ,700	17 ,500	18 200	22 ,700	20 500	10 ,400	9 ,400
	24 三重県	18 ,700	19 ,900	18 ,100	18 ,300	17 ,100	18 200	21 500	20 ,600	10 ,000	8 ,700
近 畿	18 福井県	17 ,600	18 ,000	18 ,100	15 ,600	16 ,800	19 ,100		19 ,800	10 ,000	9 200
	25 滋賀県	18 ,200	18 ,500	18 ,100	18 200	16 200	19 ,100		19 ,600	9 ,900	8 ,100
	26 京都府	18 ,500	18 ,600	18 ,100	18 ,300	16 ,400	19 ,100		20 200	9 ,500	8 ,500
	27 大阪府	17 ,900	18 ,600	18 ,100	17 ,800	16 ,600	19 ,100		19 ,700	9 500	8 500
	28 兵庫県	17 ,000	18 ,600	18 ,100	17 ,200	16 500	19 ,100		19 ,900	9 500	8 <i>4</i> 00
	29 奈良県	18 ,500	18 ,700	18 ,100	18 ,400	16 <i>A</i> 00	19 ,100		19 ,700	9 500	8 400
	30 和歌山県	18 ,400	18 ,600	18 ,100	18 ,300	16 500	19 ,100		19 ,900	9 ,700	8 500
中 国	31 鳥取県	16 ,000	17 ,300	16 ,100	15 ,300	15 ,900	16 ,600		18 ,300	9 ,300	8 ,100
	32 島根県	16 <i>4</i> 00	16 ,800	16 ,100	15 ,000	16 ,100	16 ,600		17 ,600	9 ,300	8 ,500
	33 岡山県	16 ,000	17 ,600	16 ,100	15 200	15 ,900	16 ,600		18 ,300	10 ,100	8 ,900
	34 広島県	16 ,400	16 ,900	16 ,100	14 ,900	15 ,900	16 ,600		17 ,300	10 200	9 ,100
	35 山口県	16 <i>4</i> 00	16 ,900	16 ,100	14 ,900	16 ,000	16 ,600		17 ,500	9 ,500	8 ,700
四 国	36 徳島県	16 ,600	17 ,800	15 ,500		14 ,700	17 ,200		16 <i>4</i> 00	9 ,300	8 ,600
	37 香川県	16 ,700	18 ,000	15 ,500		14 ,900	17 ,200		16 200	9 ,400	8 ,600
	38 愛媛県	16 ,600	18 ,000	15 ,500		14 ,800	17 ,200		16 ,400	9 ,000	8 ,100
	39 高知県	16 ,600	17 ,900	15 ,500		14 ,700	17 200		16 500	8 500	7 ,700
九州	40 福岡県	19 ,500	16 200	16 200		13 ,700	15 ,300		16 200	8 ,900	8 ,100
	41 佐賀県	19 ,500	16 200	16 200		13 ,600	15 ,300		16 ,000	8 ,400	7 ,800
	42 長崎県	19 ,400	16 ,000	16 200		13 ,600	15 ,300		16 ,100	8 ,900	7 800
	43 熊本県	19 ,500	16 ,100	16 200		13 ,700	15 ,300		16 200	8 ,600	7 800
	44 大分県	19 ,500	16 200	16 200		13 ,600	15 ,300		16 ,100	8 ,800	7 ,600
	45 宮崎県	19 ,500	16 ,100	16 200		13 ,600	15 ,300		15 ,900	8 ,600	7 ,100
_ /=	46 鹿児島県	19 ,600	16 ,000	16 200		13 ,600	15 ,300		15 ,900	9 ,300	8 ,700
沖縄	47 沖縄県	15 ,400	16 200	15 ,700		13 <i>4</i> 00	15 ,400		15 ,000	000, 8	7 ,400

⁽注) 岩手県,宮城県,福島県における単価括弧書きは,労務費の上昇に伴う入札不調の増加が認められるため,入札不調に対応 した単価を採用している。

	調査対象職種の定義・作業内容								
 職 種	定義・作業内容								
01 特殊作業員	 ① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し,主として次に掲げる作業について主体的業務を行うものa. 軽機械(道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許,資格および技能講習の修了を必要とせず,運転および操作に比較的熟練を要しないもの)を運転または操作して行う次の作業イ.機械重量31未満のブルドーザ・トラクタ(クローラ型)・パックホウ(クローラ型)・トラクタショベル(クローラ型)・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削,積込みまたは運搬ロ.吊上げ重量11未満のクローラクレーン,吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬ハ.機械重量31未満の振動ローラ(自走式),ランマ,タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固めニ.可搬式ミキサ,パイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設ホ.ピックブレーカ等を運転または操作して行うカンクリート,舗装等のとりこわしへ、動力草刈機を運転または操作して行う機械除草ト.ポンブ,コンブレッサ,発動発電機等の運転または操作チ.コンクリートカッターの運転または操作して行う機械除草ト.ポンブ,コンブレッサ,発動発電機等の運転または操作チ.コンクリートカッターの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げて、ダム工事において,グリズリホッパ,トリッパ付ベルトコンベア,骨材洗浄設備,振動スクリーン,二次・三次破砕設備,製砂設備,骨材運搬設備(調整ビン機械室)を運転または操作して行う骨材の製造,貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他,相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し,各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの 								
02 普通作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し,主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削,積込み,運搬,敷均し等 b. 人力による資材等の積込み,運搬,片付け等 c. 人力による小規模な作業(たとえば,標識,境界ぐい等の設置) d. 人力による芝はり作業(公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く) e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造,貯蔵または運搬における人力による木根,不良鉱物等の除去 ② その他,普通の技能および肉体的条件を有し,各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの								
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量,出来高管理等の手伝い f. 仮設物,安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他,各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの								
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園,庭園,緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置								
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し, 主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における,ピックハンマ,ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け,種子吹付け等の法面仕上げ								
06 と び エ	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し,主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立,解体等(コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く) b. 木橋の架設等								

联	tt	種	定義・作業内容
06	٤	び	C. 杭,矢板等の打ち込みまたは引き抜き(杭打機の運転を除く) d. 仮設用エレベーター,杭打機,ウインチ,索道等の組立,据付,解体等 e. 重量物(大型ブロック,大型覆工板等)の捲揚げ,据付け等(クレーンの運転を除く) f. 鉄骨材の捲揚げ(クレーンの運転を除く)
07	石	-	□ 石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し,主として次に掲げる作業について主体的業務を行うものa. 石材の加工b. 石積みまたは石張りc. 構造物表面のはつり仕上げ
08	ブロ	ックコ	
09	電	=	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10	鉄	筋	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの
11	鉄	骨	工 鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番(相番)作業について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く)
12	塗 :	装	
13	溶	接	
14	運転手	气 特殊	 重機械(主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許,資格もしくは技能講習の修了を必要とし,運転および操作に熟練を要するもの)の運転および操作について相当程度の技能を有し,主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削,積込みまたは運搬 b.吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン,吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c.ロードローラ,タイヤローラ,機械重量3t以上の振動ローラ(自走式),スタビライザ,モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d.コンクリートフィニッシャ,アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装e.杭打機を運転または操作して行う杭,矢板等の打込みまたは引抜きf.路面清掃車(3輪式),除雪車等の運転または操作
15		⊆/ 向 Л	g. コンクリートポンプ車の運転または操作(筒先作業は除く)
15	建拟于	· NX	 道路交通法第84条に規定する運転免許(大型免許,中型免許,普通免許等)を有し,主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車,ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ(ホイール型)・トラクタショベル(ホイール型)・バックホウ(ホイール型)等を運転または操作して行う土砂等の掘削,積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車(4輪式)の運転または操作
16	潜か	· 6]	

联	戦 種	定義・作業内容							
17	潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し,潜かん工事またはシールド工事(圧気)についてもっぱら指導的な業務を行うもの							
18	さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し,爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業(坑内作業を除く)について主体的業務を行うもの							
19	トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの							
20	トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し,トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事(圧気を除く)における各種作業についての補助的業務							
21	トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し,もっぱら指導的な業務を行うもの							
22	橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し,主として次に掲げる作業(工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く)について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち,グラウト,シースおよびケーブルの組立,緊張,横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立,解体,移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場,支保工等の組立,解体等							
23	橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し,橋りょう,水門扉等の塗装,ケレン作業等(工場内を含む)について主体的業務を行うもの							
24	橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し,もっぱら指導的な業務を行うもの(工場内作業を除く)							
25	土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し,もっぱら指導的な業務を行うもの(17潜かん世話役,21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く)							
26	高級船員	海面での工事における作業船(土運船,台船等の雑船を除く)の各部門の長または統括責任者をいい,次に掲げる職名を標準とする船長,機関長,操業長等(各会社が俗称として使用している水夫長,甲板長等を除く)以下の水面は,海面に含める(27普通船員,28潜水士,29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様) ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面3 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面							
27	普通船員	海面での工事における作業船(土運船,台船等の雑船を含む)の船員で,高級船員以外のもの							
28	潜水士	潜水士免許を有し,海中の建設工事等のため,潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの (潜水器(潜水服,靴,カブト,ホース等)の損料を含む) 「潜水士免許」とは,労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう							
29	潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して,潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し,所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務							
	潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの							
31	山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し,山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し,主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切,階段切付け,土石の掘削・運搬,構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み,運搬,片付け等 c. 簡易な索道,足場等の組立,架設,撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務							
32	軌 道 工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し,主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械(タイタンパー,ランマー,パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間,高低,通り,平面性 等を限度内に修正保守する作業							

職種	定 義 ・ 作 業 内 容
32 軌 道 工	b. 新線建設等において,レール,枕木,バラスト等を運搬配列して,軽機械(タイタンパー,ランマー,パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く エ	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く) b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し,家屋等の築造,屋内における造作等の作業について主体的業務を行 うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品(管等)の加工および装着 c. 電触防護
37 はつりエ	はつり作業について相当程度の技能を有し,主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート,石れんが,タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く) b. 床または壁の穴あけ
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し,金属薄板の切断,屈曲,成型,接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの(46ダクトエに該当するものを除く)
40 タイルエ	タイル工事について相当程度の技能を有し,外壁,内壁,床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業につ いて主体的業務を行うもの
41 サッシエ	サッシ工事について相当程度の技能を有し,金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラスエ	ガラス工事について相当程度の技能を有し,各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し,戸,窓,枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクトエ	ダクト工事について相当程度の技能を有し,金属・非金属の薄板を加工し,通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの(39板金工に該当するものを除く)
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温(保冷、防露、断熱等を含む)材を装着する作業に従事するもの
48 建築ブロック工	建築プロック工事について相当程度の技能を有し,建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために,空洞コンクリートプロック,レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの(08プロック工に該当するものを除く)
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し,冷凍機,送風機,ポイラー,ポンプ,エレベーター等の大型重 量機器の据付け,調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導員A	警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で,交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導員B	警備業者の警備員で,交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

参 考 職 種	定 義・作 業 内 容
42 屋根ふきエ	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し,瓦ふき,スレートふき,土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの(39板金工に該当するものを除く)
	かん作業にプロモ本的業務を行うもの(39枚並上に該当するものを除く)

参考公表職種

今回の調査(平成24年10月調査)において,十分な有効標本数が確保できず,公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった 職種と当該職種の参考値(全国単純平均値)は次の表のとおりである。

職種	参	考	値(円)
屋根ふき		14 ,0	079